

令和8年度

グローバルゲートウェイ機能強化事業
業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度グローバルゲートウェイ機能強化業務委託

2 目的

国内では人口減少に伴い内需が縮小傾向にあり、企業が持続的成長を図るためには海外市場の開拓が不可欠と言え、そのためのビジネス機会の提供が求められている。一方、各国の通商政策の急変などの不安定な世界情勢は、企業活動、とりわけ国境を越えた取引、サプライチェーンの不確実性を高めている。

こうした状況の中、多様な国・企業との関係構築を進めることはリスク分散の観点から重要であり、持続的なビジネス展開の基盤となる。

そこで、駐日外交団等による県内に本社または事業所を有する企業（以下、「県内企業」とする）視察や国際会議等を活用し、環境を切り口にしたビジネスや製造業など滋賀の強みを訴求することができる分野を中心に、海外市場における滋賀の技術・製品・サービスへの潜在的な需要の掘り起こしと海外自治体・企業との関係性構築、海外ビジネスにつながる接点を創出する。

3 業務の期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務の目標

本業務の目標を次のとおり定める。

目標	数値
新たな海外展開・輸出等に繋がったと感じた企業の割合	全参加企業の80%以上

5 委託業務の内容

以下の記載事項は最低限の要件を定めたものであり、記載事項に留意の上、本業務の目標の実現に向け、より効果的な業務となるよう提案すること。

(1) 駐日外交団等を対象とした県内企業視察の企画・募集・運営業務

駐日外交団等を対象に滋賀県の主要産業分野における先進技術や魅力を直接体験・理解してもらうことで海外企業等との接点創出、ビジネス連携を促進するため、以下要件を満たした県内企業視察の企画・募集・運営方法を提案すること。

開催回数：委託期間中に3回以上

対象者：駐日外交団（各国在関西領事館経済担当）、駐日外国商工会議所、駐日外国貿易振興機関等 各回10名

留意点：

- 各回テーマを定めて、1日で県内企業を2か所以上視察すること
- 行程に昼食が入る場合は、昼食に係る手配は委託業務で実施する。昼食は1人あたり3,000円未満とする。手配に当たっては宗教上、アレルギー等の理由による食事制限に係る連絡調整を行うことを含む。会場については、事前に県担当者の確認を得ること。
- 対象者の昼食代は委託費用に含まない。
- 集合場所はJR大津駅を基本とし、視察に係る車両手配・支払いを行う。集合場所までの往復交通費、宿泊が発生する場合の宿泊費は対象者の負担とする。
- 通訳者1名以上を派遣すること（同行者との兼任も可能）。
- 受託者は、各回の視察行程終了後、速やかに対象者に対しアンケートを実施し、効果測定を行うこと。併せて、対象者へのアフターフォローを継続し、委託期間中に1件以上視察を契機に対象者と連携した海外ビジネス機会を創出すること。

(2) 国際会議等への参加による県内企業PRおよび商談支援

『第11回世界水フォーラム』など環境技術を始めとする滋賀の強みを産官が連携して訴求するに相応しい国際会議等を提案し、県内企業と共同出展の形で滋賀県ブースを設けて、産業分野における滋賀県の強みの打ち出しや出展企業のPRおよび商談を支援する。

受託者は以下の業務を担うものとする。

- ア 受託者は、出展に際しブースに共同出展する県内企業2者以上募集し、その選定を行うこと。
- イ 受託者は、展示会主催者との出展に係る事務手続き（レイアウト、備品レンタル、ブース内電気設備、出展料の支払等）、共同出展する県内企業との連絡調整など事前準備を行うこと。
- ウ 受託者は、展示会に同行しブースを円滑に運営管理できるよう人員の配置をすること。また共同出展する県内企業の支援のため通訳を手配すること。上記の通訳者は過去に国際会議等における通訳実績があり、県内企業の事業分野に十分な知見がある者とする。
- エ 受託者は、展示会の出展に際し来場者数および商談機会の増加を図るため、共同出展する県内企業と連携し、滋賀県ブースの事前広報を行うこと。
- オ 受託者は、展示会終了後、速やかに共同出展した県内企業に対しアンケートを実施し、出展の効果測定を行う。また、展示会において実

施された商談が成約につながるよう委託期間を通じてアフターフォローを行うこと。

なお、想定する国際会議等とは国際会議等のサイドイベントで開催される展示・商談などビジネスにつながる機会を含む会議を指す。

(3) 最終報告書の作成

受託者は、業務の目標に沿い、上記(1)および(2)の実施結果や成果をまとめた報告書を作成し、ワード、パワーポイント等の形式の電子データにより納品する。最終報告書には次年度以降継続して事業を実施することを想定した展望を含めること。

6 業務の内容全般に係る留意事項

- (1) 受託者は、本県が視察相談窓口として実施している「Tech Tour Shiga (URL: <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/syougyou/339340.html>)」と連携し、その周知と機運醸成が図られるよう留意すること。
- (2) 受託者は連絡調整担当者を1名以上置き、委託期間を通じ本業務の連絡調整を行うとともに、県からの相談に対応すること。また各月に1回以上業務の進捗について資料を基に報告すること。

7 機密保持・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、この業務の実施に当たって取り扱う企業情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (3) この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を本県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (4) 本業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は本業務以外に使用しないこと。また、この資料、データ等は業務終了までに県に返却すること。
- (5) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (6) 本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。

8 その他留意事項

8 その他留意事項

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに県と業務の進め方などについて打合せを行うものとする。
- (2) 県は、本業務の遂行に当たり、滋賀県内外の企業に係る必要な情報を可能な限り貸与する。
- (3) 本業務の詳細な内容は、本仕様書に基づき受託者が提案を行い、県と協議の上決定する。受託者は、本仕様書の内容等について疑義が生じた場合、その都度、県と協議の上、その指示に従い業務を進めること。
- (4) 県は、業務期間中、いつでも進捗状況の報告を求めることができるものとする。
- (5) その他業務の遂行上必要と認められるもので仕様書に定めのない事項が生じた場合は、受託者は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (6) 本事業に付随して必要となる経費は、受託者が負担するものとする。また、疑義が生じるような経費の取扱いについては、事前に県と協議を行うこと。
- (7) 本事業を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を県に提示し、協議、了承を得ることとする。また、責任者の再委託は認めない。
なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。